

## 浜松医科大学宿舎施設及び事業者提案施設等事業基本協定書（案）

浜松医科大学宿舎施設及び事業者提案施設等事業（以下「本事業」という。）に関し、国立大学法人浜松医科大学（以下「発注者」という。）と、○、○及び○を構成企業とし、○を代表とする民間事業者グループ（以下「受注者」という。またその代表を「受注者の代表企業」といい、その構成企業と併せて「受注者の構成企業」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し受注者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、宿舎施設、事業者提案施設、医大宿舎H棟・I棟・J棟・K棟・ポンプ室の解体、半田山宿舎1号棟・2号棟・3号棟・ポンプ室・受水槽の解体、公園遊具の撤去及び半田山宿舎解体跡地に整備する職員用平面駐車場（以下「提案施設」という。）に係る整備及びその後の維持管理及び運營業務、並びに以上に係る資金調達及びこれらに関連付随する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）について、発注者及び受注者の義務を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 受注者は、事業契約締結のための協議においては、本事業の事業者決定手続における発注者の要望事項を尊重しなければならない。

### （業務の委託、請負）

第3条 受注者は、実施事業予定者として、提案施設の施設整備業務のうち設計業務及び整備業務を○に、提案施設の施設整備業務のうち工事監理業務を○に、宿舎施設、事業者提案施設及び半田山宿舎解体跡地に整備する職員用平面駐車場の維持管理業務及び運營業務を○に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする

2 受注者は、第1項に基づき実施事業予定者から提案施設の施設整備業務、宿舎施設、事業者提案施設及び半田山宿舎解体跡地に整備する職員用平面駐車場の維持管理業務及び運營業務のうち運營業務を受託し又は請け負った者として、当該者が受託し又は請け負った業務を誠実に実施させなければならない。

### （事業契約）

第4条 発注者及び受注者は、本基本協定締結後、平成31年3月下旬～4月上旬を目途に、本事業の業務予定者と発注者との間で、個別事業契約を締結せしめるものとする。

2 発注者及び受注者は、個別事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

(準備行為)

第5条 受注者は、個別事業契約締結前にも本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、発注者は必要な範囲で、準備行為に協力しなくてはならない。

(事業契約不調の場合の処理)

第6条 事由の如何を問わず、発注者と受注者との間で個別事業契約の締結に至らなかった場合、発注者及び受注者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを、発注者及び受注者は確認するものとする。ただし、受注者の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、受注者は違約金として提案書記載の提案金額の10分の1に相当する金額を本学に支払わなければならない。

2 事由の如何を問わず、発注者と受注者との間で事業契約の締結に至らなかった場合、受注者は公表済みの書類を除き、本事業に関して発注者から交付を受けた資料及びその複写物をすべて返却するとともに、本事業に関して発注者から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄するものとする。

(秘密保持)

第7条 発注者と受注者は、本基本協定に関する事項の知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に自ら保有していた場合、本基本協定締結の前に既に公知であった場合、本基本協定に関して知った後に自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、受注者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び発注者が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第8条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を○通作成し、発注者及び受注者の構成企業がそれぞれ記名押印の上、発注者及び受注者の代表企業、及び構成企業が各 1 通を保管する。

2019 年○月○日

発注者 静岡県浜松市東区半田山一丁目 20 番 1 号  
国立大学法人浜松医科大学  
理 事 田 中 宏 和

受注者  
(代表企業)

(構成企業)

(構成企業)